

重度聴覚障害をもつ未成年者の死亡逸失利益

【文 献 種 別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和 7 年 1 月 20 日
【事 件 番 号】 令和 5 年（ネ）第 619 号
【事 件 名】 損害賠償請求控訴事件
【裁 判 結 果】 破棄自判（確定）
【参 照 法 令】 民法 709 条
【掲 載 誌】 自保ジャーナル 2177 号 1 頁、裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25574036

龍谷大学教授 若林三奈

事実の概要

本件は、Y₁の従業員であるY₂が、業務執行中に小型特殊自動車を運転していたところ、てんかん発作により意識喪失の状態に陥り、歩道上に立っていたA（死亡当時 11 歳）に衝突し、Aを死亡させたことから、Aの遺族であるXらがYらに対し損害賠償を求めた事案である。原審以来の本件の最大の争点は、先天性の聴覚障害（感音性難聴）を有していたAが事故により死亡しなければ将来得られたであろう逸失利益の算定にある。Xらが、Aの基礎収入として全労働者平均賃金による算定を求めたのに対し、Yらは、①自動車事故による後遺障害の認定基準にかかる自賠法施行令別表第 2 において、Aの聴力は 4 級に該当し、その労働能力喪失率は 92%とされていることを考慮すべきこと、あるいは、②聴覚障害者（男女計）の平均賃金を基礎収入とすべきこと等を主張した。

原審は、①につき「先天的に聴力障害があり、これを所与のものとして対応する能力を身につけた者の労働能力については必ずしもこれを参考にすることはできない」とし、②についても、「Aには、勉学や他者との関わりに対する意欲と両親による支援が十分にあり、年齢相応の学力や思考力を身に付けていく蓋然性があったといえ、Aには、将来様々な就労可能性があった」として、Yの主張を排斥し、全労働者平均賃金を採用した。しかし、「聴力障害が労働能力を制限し得る事実であること自体は否定することができない」等として、Aの基礎収入を全労働者平均賃金の 85%に減額した。原告控訴。

判決の要旨

「未成年者の逸失利益を認定するに当たって全労働者平均賃金を用いる際には、一般に当該未成年者の諸々の能力の高低を個別的に問うことなくその数値を用いているのが通例であり、あえて全労働者平均賃金を増額又は減額して用いることが許容されるのは、損害の公平な分担の理念に照らして、全労働者平均賃金を基礎収入として認めることにつき顕著な妨げとなる事由が存在する場合に限られるというべきである。Aは、先天性の聴覚障害を有していた児童であるところ、Aにつき、就労可能年齢に達した時点における基礎収入を当然に減額するべき程度の労働能力の制限の有無やその程度を検討するに当たっては、死亡当時のA固有の聴覚の状態像を正確に理解した上で、就労可能年齢に達したときのAの労働能力の見通し、聴覚障害者をめぐる社会情勢・社会意識や職場環境の変化を踏まえたAの就労の見通しを検討して、Aの労働能力を評価すべきであると考えられる。」

「Aが就労可能年齢に達した時点において、まず、……Aの中枢系能力は、平均的なレベルの健聴者の能力と遜色ない程度に備わり、聴力に関しても、性能が飛躍的に進歩した補聴器装用に併せて、一定程度不足する聴力の不足部分を手話や文字等の聴力の補助的手段で適切に補うことにより、支障なくコミュニケーションができたと思込まれるから、Aは、聴覚に関して、基礎収入を当然に減額するべき程度に労働能力の制限があるとはいえない状態にあるものと評価することができる。また、……本件事故当時においても、将来、

障害者法制の整備、テクノロジーの目覚ましい進歩、さらには聴覚障害者に対する教育、就労環境等の変化等、聴覚障害者をめぐる社会情勢や社会意識が著しく前進していく状況は予測可能であった。そして、現に、Aが就労可能年齢に達した現時点においては、障害の『社会モデル』の考え方が浸透し、事業主の法的義務となった社会的障壁を除去するためのささやかな合理的配慮の提供として、聴覚障害者に対し様々な補助的手段の併用が認められ、聴覚障害者がそれらを駆使して、健聴者とともに同じ条件で働く職場環境が少なからず構築されているといった、聴覚障害者をめぐる就労現場の実態があり、このような労働実態は、本件事故当時においても蓋然性をもって合理的に予測可能であったといつてよい。さらに、……Aは、就労可能年齢に達した時点において、本件支援学校等の教育によって社会的障壁を除去する意識や行動力を身に付け、聴力の補助的手段としてAが選択した方法を認めて協力してもらうなど、決して過重とはいえない合理的配慮がされる就労環境を獲得し、健聴者と同じ職場で同じ条件で働くことができたであろうことが、本件事故当時においても、これまた、蓋然性をもって合理的に予測することができたといえる。そうすると、Aは、就労可能年齢に達した時点において、生来の聴覚障害を自分自身及び職場（社会）全体で調整し、対応することができると合理的に予測できるから、損害の公平な分担の理念に照らして、全労働者平均賃金を基礎収入として認めることにつき顕著な妨げとなる事由はなく、健聴者と比べて、基礎収入を当然に減額するべき程度に労働能力の制限があるということとはできない。」よって、「平均賃金から何らかの減額をする理由はないといわなければならない。」

判例の解説

一 本判決の背景

1 賠償実務の展開と近時の裁判例

人身損害の賠償実務では、逸失利益として、被害者が将来得るであろう（＝取得蓋然性のある）収入額が算定される。しかし、被害者が年少等、未就労の場合には、算定の基礎となる具体的な収入額すら不明である。判例は、この場合にあってても——損害額の証明がないとして、賠償を否定す

るのではなく——、「あらゆる証拠資料に基づき、経験則と良識を活用して、できる限り蓋然性のある額を算出するように努め」るものとする（最判昭39・6・24民集18巻5号874頁）。裁判実務では、賃金センサス（政府の統計調査）が活用され、1999年には、幼児、生徒、学生については、「原則として全年齢平均賃金による」ことが提言された¹⁾。ただし、この提言は「生涯を通じて全年齢平均賃金程度の収入を得られる蓋然性が認められない特段の事情が存在する場合」には、別異の取扱いを認め、男女間格差も容認するものであった。とはいえ、その後、年少者における男女間格差については、男女別の統計数値を用いながらも、結論において差が生じないよう——実質的には平等原則等の実体規範に基づき——操作されてきた。近時は、年少女子については、女子労働者のそれではなく、全労働者（男女計）の全年齢平均賃金で計算する実務が定着している。

他方で、本件のように被害者に事故前から（労働能力を制限しうる）障害がある場合、被害者における「平均賃金を得る蓋然性」をめぐって、逸失利益の基礎収入の認定が争点化することが少なくない。近年は、本件原審に見られるように、近時の障害観の変化（＝障害を社会の構造や環境に見る「社会モデル」への転換）やそれに伴う障害者関連法制の整備等を背景に、被害者の基礎収入額として全労働者平均賃金を認める例が増えているが、なお障害を理由として、これを一定割合で減額する判決が相次いでいた²⁾。

2 学説等の状況

以上の場面での減額に学説は総じて批判的であるが、理由は一様ではない。まず、①逸失利益の算定作業は、裁判官の事実認定であるとの建前から、蓋然性判断において、障害とは社会的障壁（ディスアビリティ）であることに着目し、このような個人に割り当てられない障害を理由とする減額を否定する見解がある（＝社会的障壁を除いても、なお個人に残る固有の障害＝インペアメントに限り減額を認める）³⁾。

これに対して、②人間の平等という要請を踏まえ、障害の有無にかかわらず、生命・身体侵害それ自体（＝死傷という損害事実）の実体価値を、逸失利益と慰謝料とを合わせた損害総額において包括的に算定する立場がある⁴⁾。あるいは、③すでに抽象的損害計算が定着している年少者等の逸失

利益の算定については、事実認定ではなく実体規範の問題と理解し、平等原理から性別や障害の有無による類型化を否定する立場がある⁵⁾。後者は、法秩序が個人に保障した権利・法益の客観的な価値（最小かつ共通の価値）をいわば現実の損害として認める趣旨であることから、被害者が、平均賃金を超える収入を個別に証明できる場合に限り具体的損害計算による逸失利益算定を認める。

さらに、近時は、実務からも、④逸失利益の算定は事実認定の問題であるとしても、年少者の逸失利益は将来予測の問題であることから、統計数値を利用するにあたっては、社会状況の変化から将来の賃金格差解消を前向きに展望するべきとして、減額を否定する見解も示されていた⁶⁾。

以上の見解は、年少者等の逸失利益算定における抽象的損害計算の役割を、①④では、金額差額説の立場から、それを事実認定のための証明の軽減手段と見るのに対し、②③では、権利法益によって発生した事実を出発点に、それを実体規範に則して金銭評価するための手段として見ている（規範的損害論）。それゆえ、後者は、判例・通説にパラダイム転換を求めるものと理解される⁷⁾。

二 本判決の意義

第1に、本判決は「未成年者の逸失利益を認定するに当たって全労働者平均賃金を用いる際には、一般に当該未成年者の諸々の能力の高低を個別的に問うことなくその数値を用いているのが通例である」ことから、「あえて全労働者平均賃金を増額又は減額して用いることが許容されるのは、損害の公平な分担の理念に照らして」これを「認めることにつき顕著な妨げとなる事由が存在する場合」に、極めて狭く限定した。これは、障害がある以上、減額はやむなし、としてきた従前の裁判実務を思えば、この局面における原則と例外を大きく転換するものであり、この点に本判決の最大の意義がある。

第2に、本判決は、丁寧な事実認定のもと、重度の聴力障害（両側感音性難聴）を有する本件Aの就労上の障害（＝社会的障壁）は、「ささやかな合理的配慮」あるいは「決して過重とはいえない合理的配慮」によって、社会の側で取り除くことができるかと断じており、意義がある。

第3に、本判決の被害者は11歳の年少女児であったところ、本判決は全労働者平均賃金を用い

る原則的な場面として、「年少者」ではなく、「未成年者」という枠組みを前提としており、この点についても、少なからず意義があろう。これまでの賠償実務では、未就労の女子の逸失利益の算定において、(女子労働者のそれではなく)全労働者(男女計)の全年齢平均賃金を用いるのは、一般に「女子年少者」とされ、ここに中高校生が含まれるのかについては、これを認める裁判例もあるものの、必ずしも明確ではなかった。その意味で、本判決が、年少者ではなく、あえて未成年者という新たな枠組みのもとで判示した点にも注目しておきたい。

三 検討と今後の課題

1 本判決は「未成年者の逸失利益を認定するに当たって全労働者平均賃金を用いる際には」と述べる。この点をもって、例えば被害者により重い障害がある場合に、そもそも全労働者の平均賃金が認められず、本判決の射程は及ばない等として、本判決の意義を制限的に理解することは可能であろうか。実際、重度の知的障害をもつ男子の死亡事件において、「一般就労を前提とした平均賃金を得る蓋然性」を認めつつも、「全労働者」ではなく、「男女計19歳まで」の平均賃金を基礎に——ただし、生活控除率を通常より引き下げて——計算した判決（東京地判平31・3・22労判1206号15頁）を想起するならば、今後、以上のような主張が被告側からなされることは容易に想定しうる。

しかし、本判決が、上記の枠組みをあえて冒頭に設定したのは、「一般に当該未成年者の諸々の能力の高低を個別的に問うことなくその数値を用いている」ことにある。この点から、本判決の意図するところを真摯にくみ取るならば、およそ未成年者については、その年齢（18歳未満であること）のみをもって、被害者の諸々の能力の高低を個別に問うことなく、「全労働者の平均賃金」を出発点とする趣旨と理解すべきであろう。

2 たしかに、その上で、本判決は、「公平の理念」からこれを認めることに「顕著な妨げとなる事由」がある場合に増減を認める。当該事由の証明責任は被告側にある。しかし、裁判所が安易な主張立証を認め、「顕著な妨げとなる事由」を緩やかに認定することとなれば、本判決の意義を損うおそれがある。この点について、本判決は、

Aに当該事由がないことを示すにあたり、①「就労可能年齢に達したときのAの労働能力の見通し」と、②「社会情勢・社会意識や職場環境の変化を踏まえたAの就労の見通し」という2つの観点から、「Aの将来における労働能力」に着目した判断を行っている。このことは、将来においてもなお労働能力に制限を生じうるような「より重度の障害」の存在は、当該事由（減額正当化事由）に該当しうるのではないかと、との疑いを生じさせる⁸⁾。しかし、本判決は、Aが将来において（さやかな合理的配慮によって）健聴者と遜色ない労働実態を得ることは、「本件事故当時においても蓋然性をもって合理的に予測することができた」と述べるものであって、換言すれば、Aは、従前の実務——事実認定としての蓋然性——の判断枠組みによったとしても、全労働者平均賃金を減額する理由はないこと（まして「顕著な妨げとなる事由」を論じる余地はないこと）を示すものと理解すべきであろう。この点は、むしろ、本来、未成年者の将来の逸失利益の適確な算定は事柄の性質上不可能であって、本質的に裁判官の裁量的・創造的・規範的判断を完全に排除することはできないことを思えば、本判決が、既存の枠組みにあって（平等原則に根ざす）障害者法制整備等に基づき社会が目指しうる方向を示す判断が可能であることを示したものと評価できるのではなかろうか。

3 それでは、どのような個別事情が、この「顕著な妨げとなる事由」に該当しうるのか。より重度の障害はこれに該当するのか、検討する。これについては、本判決が「未成年者」という類型において抽象的損害計算を認める以上、その意義に照らして規範整合的に検討する必要がある。すなわち、ここで「未成年者」について平均年収を用いた抽象的損害算定が許容されるのは、その年齢に由来する、豊かな主体人格の発展可能性や可塑性、社会構造の変革可能性を期待しうる時間的資源を有する点にあると見るならば、これをあえて減額することが許容されるのは、被害者の「諸々の能力の高低」（労働能力に影響を及ぼしうる障害の程度等）を理由とするものとはならず、むしろ、（未成年ではあるが）その時間的資源をもたないことが明白な場合等になるのではないかと。もっとも、このような事情のもとに減額が認められるとしても、その場合、明確に限られた人生（余命）が突

然に奪われた事実を慰謝料において斟酌すべきであろう。また、従来の判例の展開に鑑みれば、このような偶然的な事情により加害者を減責することとの衡平も考慮すべきであろう（最判平8・4・25民集50巻5号1221頁参照）。

4 本判決は、「顕著な妨げとなる事由」がない限り、全労働者平均賃金を減額して用いる場合のみならず、増額して用いることも、原則として許容しない。男子については、女子と異なり、（より高額の）男性労働者平均賃金を用いるところ、このような区別を否定する趣旨に出たものかは一見すると明らかではない。しかし、上述のように、本判決の言わんとするところを適切に受け止めるならば、本判決の指摘を待つまでもなく、そこでの差別的取扱いについても、早急に是正すべきことは明らかであろう。

●——注

- 1) 東京＝大阪＝名古屋各地裁交通事故専門部総括判事「交通事故による逸失利益の算定方式についての共同提言」判タ1014号（2000年）62頁。
- 2) 詳細は、本件原審判決の評釈である岩崎勝成「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）34号（2024年）75頁、竹村莊太郎「判批」別冊NBL191号（2025年）104頁および後掲注4）55頁記載の各文献等を参照されたい。
- 3) 城内明「障害者の逸失利益算定方法に係る一考察」末川民事5号（2019年）28頁等。
- 4) 吉村良一「障害を持つ年少者の逸失利益」日本交通法学会編『社会状況変化を背景とした人身損害における逸失利益算定（交通法研究第52号）』（有斐閣、2025年）53頁以下。
- 5) 若林三奈「年少者・若年者の逸失利益算定——平均賃金額を用いること（抽象的損害計算）の意義」前掲注4）33頁以下。
- 6) 大島眞一「逸失利益算定の現在と課題——実務からの問題提起」前掲注4）9頁以下。
- 7) 潮見佳男「不法行為における財産的損害の『理論』——実損主義・差額説・具体的損害計算」曹時63巻1号（2010年）27頁。
- 8) 「具体的な事情に即応して蓋然性のある額を算出する」という従来の枠組みによる判決ではあるが、例えば山口地判令5・12・20判時2617号47頁は、重度知的障害を有する7歳児につき、全労働者の平均賃金を基礎収入と認めた上で、現在の障害者雇用実態調査との差額等に鑑み、5割に減額している。

* 脱稿後、本判決の評釈として、大島眞一「年少者の逸失利益算定における『平等』」ひろば78巻2号（2025年）64頁以下に接した。